

奈良県、天理市、シャープ株式会社とシャープエネルギーソリューション株式会社との連携及び協力に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）、天理市（以下「乙」という。）、シャープ株式会社（以下「丙」という。）とシャープエネルギーソリューション株式会社（以下「丁」という。）は、県内産業の振興等のため、連携及び協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が連携・協力し、奈良県における産業振興と経済の持続的な発展により、相互の発展及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- モノづくりスタートアップの創出・成長促進に関する事項
- グリーンエネルギーの普及促進によるカーボンニュートラルの実現に関する事項
- 先端技術を活用した地域課題の解決に関する事項
- その他本協定の推進のために必要な事項

2 前項の各事業に関する具体的な活動内容については、個別に甲、乙、丙及び丁で協議を行ったうえで決定するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条の連携の実施にあたり知り得た情報を、第三者に開示もしくは漏洩し、又は第1条に定める目的以外の目的に利用してはならない。ただし、以下の事項は除くものとする。

- 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
- 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもの
- 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（協議事項）

第4条 本協定に定めなき事項又は本協定の上項の解釈につき疑義が生じた場合には、甲乙丙丁誠意をもって協議決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかからも特段の申し入れがない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以降も同様とする。

以上の証として、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月12日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県

知事

山下 真

乙 奈良県天理市川原城町605番地

天理市

市長

五河 健

丙 奈良県天理市櫛本町2613番地1

シャープ株式会社

常務執行役員CTO 兼 ネクストイノベーショングループ長

穂谷 元隆

丁 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号

シャープエネルギーソリューション株式会社

代表取締役社長

五角 博純